地方消費税交付金（社会保障財源化分）を財源の一部とした社会保障経費について（令和6年度分）

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和5年度今金町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化）　**75,947** 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される社会保障施策に要する経費　1,535,157 千円

事業等		事業費	一般財源	一般財源の内交付金充当分
1	高齢者福祉事業	500,895	413,771	29,900
2	障害者福祉事業	349,342	124,141	8,971
3	児童福祉事業	219,335	61,526	4,446
4	母子福祉事業	8,497	5,949	430
5	保健衛生事業	420,588	416,319	30,085
6	予防対策事業	36,500	29,273	2,115
合計		1,535,157	1,050,979	75,947

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。